

入札説明書

奈良県本社・研究所誘致検討業務委託

平成30年1月23日

奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記2に掲げる者の説明を求めることができます。

- 1 公告日 平成30年1月23日(火)
- 2 担当部局及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課（奈良県庁本庁舎6階）
※ この競争に関する質問の受付は、平成30年1月30日（火）午後4時30分までとします。（質問はFAX(0742-27-4473)により質問書（様式5）を送付願います。その際、送信確認のため電話でご一報をお願いいたします。）なお、質問の回答は平成30年2月1日（木）奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/item/191574.htm#moduleid41152>）に掲載します。
- 3 競争入札に付する調達の内容
 - (1) 委託業務名
奈良県本社・研究所誘致検討業務委託
 - (2) 業務の内容
関東圏を始めとする県外に本社を有する企業を対象に、本社・研究所移転の計画の有無及び考え方等について、郵送によるアンケート調査を実施する。
 - (3) 委託期間
契約締結日から平成30年3月28日（水）まで
 - (4) 業務の仕様
別紙仕様書に示すところによる。
- 4 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる（1）から（8）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。
 - (1) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (2) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
 - (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更正手続中でないこと。
 - (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
 - (7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主業種が「Q4③」検査・分析・調査業務－調査分析業務に登録している者であること。
 - (8) 平成26年度～平成28年度において、国又は地方公共団体と本委託業務と同種・同規模の契約を締結し、誠実に履行した実績がある者であること。
- 5 入札説明会の開催
実施しません。

6 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁分庁舎5階第51会議室
- (2) 日時 平成30年2月14日(水) 11時00分

7 入札方法等

- (1) 入札は持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めません。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状(様式4)を入札書と同時に提出してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書(様式3)を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 入札者は、所定の入札書(様式3)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (5) 入札は、業務委託一式の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとします。ただし、再度入札は当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
- (7) 入札書は、再度の入札を行う場合がありますので、2枚用意してください。

8 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表封筒に「奈良県本社・研究所誘致検討業務委託に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書を入れ、封印等の処理をし、奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課長あての親展として平成30年2月13日(火)午後4時30分までに2に定める場所へ必着するようにしてください。
- (2) 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書及び再度(2回目)入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。
- (3) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む。)を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県本社・研究所誘致検討業務委託に係る入札書(初度入札)」又は「奈良県本社・研究所誘致検討業務委託に係る入札書(再度入札)」(又は「再度入札辞退」と各々朱書してください。
- (4) 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (5) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がなした2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加しようとする者又はその代理人が出席して行うものとします。
ただし、入札に参加しようとする者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

11 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。
ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の各号の一に該当する者であるときは、免除します。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4の（1）～（8）を証明するために必要な書類を次に示すとおり提出しなければなりません。なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
ア 誓約書（様式1）について
提出日時 平成30年1月23日（火）～平成30年2月5日（月）
午前9時～午後4時30分まで
提出場所 奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課 企業立地支援係
提出部数 1部
イ 契約履行実績証明書（様式2）について
平成26年度～平成28年度における、国、地方公共団体と締結した本委託業務と同種の契約履行実績証明書（様式2）1通及び該当契約の契約書の写しを1通、上記アで示す提出日時に、アと同じ場所に提出してください。
ア及びイの提出に基づく入札参加の可否については、平成30年2月6日（火）にFAXにより通知します。
- (5) 契約書作成の要否等
要します。契約書作成に要する費用は、落札者による負担とします。

落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）契約を締結するものとします。

（6）その他詳細については、別紙仕様書のとおりです。

1.2 注意事項

（1）この委託業務の実務担当課は、次のとおりです。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県産業・雇用振興部企業立地推進課 企業立地支援係

電話 0742-27-8872（直通）

（2）落札者は、詳細仕様について、この説明書及び仕様書の記載内容のほか、実務担当課と事前に十分に協議しその指示に従ってください。

（3）事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。